

# 認知症高齢者への虐待対応及び債務整理への支援(徳島市)

- 県地域ケア会議等活動支援事業の活用と医療・福祉・司法の連携 -

## 〔徳島市における地域ケア会議〕

- 介護保険サービス以外の地域支援事業等のサービスを必要とする場合に適宜開催(困難事例含む)。
- 旧在宅介護支援センターにおいて実施していた「サービス調整チーム会議」の延長上として位置づけ。
- 個別ケースの検討をベースに地域課題を抽出し、地域関係者と協働して解決策を抽出する。

## 〔通常のケア会議では補うことが困難となる(不足する)部分〕

- 虐待や債務整理など、医療・福祉職種だけでは補うことが難しい、弁護士・司法書士等の司法的視点。
- 主治医の参加に対する調整力不足。 など

**こういった場合に、さらなるチーム編成・協力が必要**

## 【一事例】

主治医が虐待を発見し、センターに通報。通報を受けたセンターが市担当保健師と協議し、チーム編成を検討する。本人の借金、認知症、同居長男からの虐待、体調不良など、センターが担う権利擁護機能だけでは補えない課題が山積していた。

### 市担当主管課

- 保健師
- 地域包括支援センター
- 主任ケアマネ、社会福祉士、保健師

通報

主治医

発見

本人  
(認知症)  
(被虐待者)

長男(虐待者)

### 【事例概要キーワード】

認知症高齢者、長男から身体的虐待、診療費の未払い、債務整理、体調悪化(脱水など)

チーム協力依頼

## 地域ケア会議等活動支援事業(徳島県)

### とくしま絆ネット



主治医

医療機関SW

### 地域ケア会議

弁護士

ケアマネ

保護課CW

徳島市

在介センター(ブランチ)

地域包括

### 【事例の顛末】

- 市長による後見申立 ⇒ 後見人(弁護士)の選任
- 後見人による債務整理
- 保護による最低限度の生活保障
- 必要な医療の提供 など

### 【プロセス・考察】

補うことが難しい司法的視点について、標記推進事業を活用することにより、チームをスピーディーに編成することができた事例である。

本事例の場合、主治医の権利擁護に対する意識が高く、医療的側面だけでなく、事例全体に及ぶ積極的な協力を得ることができた。

今後、行政によるフォローアップ体制が恒常的な仕組みとなる必要がある。